

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市の魅力発信事業の実施に関する事務の事務開始届（企画調整課） <p>2 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（7件） （非公開）</p>
日 時	平成29年6月5日（月）午前9時から午前11時25分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務部主幹兼総務課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、宮澤 一弥（企画調整課長）、峯崎 光春（企画調整課企画係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務部主幹兼総務課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	無し
議 事	
<p>平成29年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市の魅力発信事業の実施に関する事務の事務開始届（企画調整課） 担当者から報告及び概要の説明を受けた。 <p>遠藤委員 その他の「提案の内容」の個人情報とは具体的にはどのようなものか。</p> <p>峯崎係長 提案者は、実施する事業について「自分は音楽家であるので、野田にゆかりのある曲のコンサートをしたい」といった事業を提案されることがあります。そういった場合は、その方が音楽家であるということをプレゼンの中で話すことがありますので、そういったことも個人情報として収集するという事です。</p> <p>遠藤委員 作詞家とか作曲家とか、そういう意味か。</p>	

峯崎係長 演奏家です。

遠藤委員 作詞、作曲ではないということか。

峯崎係長 作詞、作曲をやられる方もいらっしゃいます。

遠藤委員 述べる内容が作詞家の名前や作曲家の名前ではないということか。

宮澤課長 そうではございません。提案者自身がプロの演奏家であるという発言でした。

遠藤委員 それは提案者だから、音楽に限ったことではないのでは。演奏家だから特別に情報収集するというわけではないということか。

宮澤課長 その時の提案はNPO法人という団体名でして、代表の方のプレゼンの中で、我々はプロの演奏家ですと話がありました。

遠藤委員 我々とは誰のことなのか。団体自体が演奏家なのか。

宮澤課長 団体を構成しているメンバーです。

遠藤委員 一人なのか、全員なのか。

宮澤課長 全員です。

遠藤委員 それは分かった。もう1点は、野田市民以外の方も参加できるのか。

宮澤課長 野田市に在勤在学している方、団体であれば野田市に事務所がある方といったことで、野田市にお住まいとは限らないです。

遠藤委員 事業そのものは野田市限定で行うのか。

宮澤課長 それはございません。

松本委員 補助金はどれくらいを想定しているか。もう決定しているのか。

宮澤課長 個々には収支予算書というものを出してまして、概算は出ています。総額では200万円ということで予算措置をしておりますが、事業の実施状況によっては上下することがあります。

松本委員 概算と言うのは、どのような基準か。収支予算書の中でピックアップしていくのか、収支予算書を基にきめていくということか。

宮澤課長 先ほどのプロの音楽家の話では、入場料を頂くということにしております。それに対して実際に掛かった費用を差し引きして、いくら持ち出しになるか分かるので、その分を補助します。入場料など収入が伴わない事業もございいますので、それについては事業の分を補助します。あるいはこれまでやっていた事業を拡大するというのもございいますが、それについてはこれまでやっている部分はあくまで団体の負担とし、拡大部分だけ市が補助するということになります。

遠藤委員 今の話の追加だが、補助金は既に決まったのか。

宮澤課長 補助金の交付申請が6月15日に設定させていただいておりますが、まだ申請が上がっておりませんので、決定しておりません。

遠藤委員 もう1点は、事業の実施というのは、採用された事業者が個別に実施するのか、それともフェスタのようにやるのか。

宮澤課長 個別に実施します。

秦野委員 不採用のものも保存期間1年とあるが、これはどういうことか。

宮澤課長 不採用のものは速やかに廃棄するというので、1年といたしました。

遠藤委員 速やかに廃棄するもので1年とは長くないか。

秦野委員 不採用になったものをなぜ保存するのか。

今村副市長 今文書管理担当の総務課に確認したのですが、市の文書は毎年4月、5月に廃棄しております。速やかにとっても、一括して業者に委託する、事実上その時に廃棄することとなるので、速やかでも1年ということになります。本来なら速やかに廃棄するところですけども、そういう形で今までやってきたという経過があります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、承認することよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上をもって、公開部分の審議は終了とする。

以上